

# 浄化槽は適正な維持管理と定期検査を

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。

そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要です。

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さまのご協力をお願いします。

## ■保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

## ■清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ばつ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。

○常総衛生組合の許可を受けた清掃業者に委託してください。

## ■法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月以内に行う必要があります。
- 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会に申し込みをしてください。

## ■一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。大

変りなシステムですので、ぜひご利用ください。

○現在契約されている保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会に申し込みをしてください。

## 単独処理浄化槽は合併処理浄化槽への転換を

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流されてしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ8分の1に減らせます。

身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

## 【問い合わせ】

- 谷和原庁舎上下水道課 ☎58・2111（内線5303）
- 茨城県生活環境部環境対策課 ☎029・301・2966
- 【法定検査・一括契約システム申し込み】
- 茨城県水質保全協会 ☎029・291・4004

## くらしのQ&A

### コインパーキング

消費生活センターイメージキャラクター「まみりん」



問 市消費生活センター  
（谷和原庁舎1階） ☎25・3288

コインパーキングでの料金トラブルが多いと聞きました。利用するときに注意することを教えてください。（50代・男性）

Q

A

「2日最大○○円」「24時間最大△△円」などと大きく表示されているコインパーキングを利用し、高額な請求を受けたとの相談が多く寄せられています。看板にはこれらの表示とともに、小さく「1日限り」「1時間あたり□□円」という表示がある場合が多く、1日だけは大きな表示の料金が適用されますが、1日を過ぎると、想定以上の料金を請求されることがあります。

## 利用前に表示の確認を

また、看板に表示されている「1日」が駐車後24時間を指す場合と、当日の24時を過ぎると1日経過したとされる場合があります。

出入口付近や精算機付近に詳細な利用条件が表示されていることが多く、一見ただけでは利用条件がわかりにくいこともトラブルにつながっています。看板などに大きく表示されている内容だけで利用を決めるのではなく、駐車場に入れる前に利用料金や利用条件の表示を確認するようにしましょう。